

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間当時、私は離農し、夫婦一緒にA社で働き始めたところ、妻は事務員として働いたので厚生年金保険に加入させてもらえたが、私は現場作業員として働いたので厚生年金保険に加入させてもらえず、国民年金に継続加入していた。

これまで、国民年金保険料の納付が遅れ、B町役場から連絡をもらい納付したことはあるが、妻が年度内に保険料を納付しており、経済的にも保険料が納付できないほどの理由も無く、申立期間の1年分を未納にすることは考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒にA社で働き始めたところ、厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、国民年金に継続加入したと主張しているとおおり、社会保険庁のオンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿から、申立人が申立期間前後に国民年金被保険者の資格得喪手続を行った形跡は見当たらず、国民年金の強制加入期間であったと考えられる。

さらに、B町の国民年金被保険者名簿では、申立期間を含む昭和40年度から43年度までの国民年金保険料の検認欄が空欄となっているものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間以外には保険料が納付済みであることが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれ、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
当時、私の国民年金は父親が管理しており、年金手帳や領収書は見えていないが、私は両親と同居しながら土木関係の仕事をして、実家に生活費を入れていた。
父親は、自らの分と、母親と私の分の国民年金保険料を3か月分くらいまとめてA町役場で納めていたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料に未納期間は無く、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親についても国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得年月日から、昭和39年1月ころと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能であったと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人の昭和37年度分の国民年金保険料が過年度保険料として納付されていることが確認できることから、申立人の父親が、39年1月に、申立人の国民年金の加入手続きを行い、過年度保険料となる37年度分の国民年金保険料を納付していながら、申立期間の国民年金保険料を未納のままにするとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、平成元年8月の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 平成元年8月

申立期間①については、3か月ごとに付加保険料を含めた国民年金保険料を納付しており、納付していたことを示す当時の家計簿も所持している。

また、申立期間②については、社会保険事務所から、平成元年5月から2年3月までの免除期間について、保険料追納の督促があり、11年度に11回に分割して追納した。

申立期間①及び②について、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したこと及び免除期間の国民年金保険料を追納したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は12か月と比較的短期間である上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和47年4月から国民年金に任意加入すると同時に付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが確認でき、任意加入期間である47年4月から56年5月までの国民年金保険料は、申立期間を除き、付加保険料を含めた保険料に未納期間は無く、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間①については、3か月ごとに付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、申立人が所持している家計簿から、申立人は3か月ごとに国民年金保険料を納付していることが確認でき、同家計簿に記載された3か月分の国民年金保険料の納付金額についても、当時の定額保険料と付加保険料を合算した3か月分の国民年金保険料額と一致している。

- 2 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所から、平成元年5月から2年3月までの国民年金保険料の免除期間に対し、保険料追納の督促があり、11年度に11回に分割して保険料を追納したと主張しているとおり、社会保険庁のオンライン記録から、11年5月22日に元年5月から2年3月までの保険料の追納を申請していることが確認できる上、当該期間のうち、申立期間②を除く前後の免除期間の国民年金保険料が追納されていることが確認できることから、申立期間②の1か月分のみを追納しなかったとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、平成元年8月の国民年金保険料については、追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間当時、私は、体調を崩していたこともあり、夫が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて、毎月集金に来ていた A 市の職員に納付しており、夫の保険料が納付済みであるのに、私の保険料のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人夫婦は、夫婦一緒に国民年金保険料の納付を開始した昭和 50 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金保険料に未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているとおりに、社会保険庁のオンライン記録から、平成 4 年 4 月から 7 年 12 月までの 45 か月のうち 38 か月分の国民年金保険料が同日に納付されていることが確認できることから、申立期間についても夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと推認され、申立人の夫が自らの国民年金保険料を納付しながら、申立人の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年8月1日まで

昭和27年6月1日からB社に勤務していたが、A社で従業員が退職し欠員が出たのに伴い、同年9月1日にA社に入社し、31年10月まで木材製品の加工、選別、結束等の仕事に従事していた。

平成8年3月ころ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会し、申立期間について加入記録が無いと回答があったことから、当時のA社の経理担当者に連絡したところ、「正社員として入社しているのも、他の社員と同様に厚生年金保険に加入している。」との説明を受けているので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年6月1日からB社に勤務していたが、A社で従業員が退職し欠員が出たのに伴い、同年9月1日にA社に入社した。」と主張しているところ、当時の同僚（昭和28年8月入社）は、「申立人は自分の1年先輩で昭和27年に入社している。」と証言し、別の同僚（昭和27年8月1日資格取得）は、「自分は昭和27年の入社で、申立人は、中学を出た年に入社したと記憶している。自分のほうが少し先に入社したが、ほぼ同じ時期に入社したと記憶している。」と証言していること、及び社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の入社前に従業員二人が辞めている（一人（昭和11年生まれ）は昭和27年5月27日に資格を喪失し、も

う一人（昭和7年生まれ）は同年6月1日に資格を喪失している）ことが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{しんぴようせい}が高いと考えられ、申立人の入社
の経緯を踏まえれば、申立人がB社を退社した直後の、同年9月1日からA
社に勤務していたものと推認される。

また、現在の事業主（当時の事業主の息子）は、「当時、従業員は全て正社員として雇用しており、臨時社員等の雇用形態は無く、入社時から厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたはずである。」と証言しており、また、当時の同僚の証言から、申立期間当時（昭和27年9月ころ）の従業員数は10人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和27年9月の被保険者数は9人であることが確認できる上、申立人とほぼ同時期に入社したと証言している同僚2人については、入社当初から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、当時、A社では、従業員全員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代、かつ、同種の従業員に係る社会保険事務所の記録、及び申立人に係るA社における昭和28年8月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和34年4月15日）及び資格取得日（昭和34年8月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月15日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間の一部について加入記録が無いとの回答があった。

A社には、当時の社長と親戚関係であったことから入社の話があり、昭和33年4月3日から42年1月21日まで継続して同社に勤務しており、採用されてから勤務形態が変わったことはなく、社会保険には当然継続して加入していると考えているので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年4月3日から42年1月21日まで継続してA社に勤務していたと主張しているところ、同僚の証言及び雇用保険の資格取得日が申立期間中（昭和34年7月10日）に存在していることから、申立人は申立期間においても継続して同社に勤務していたものと認められる。

また、申立人は申立期間において勤務形態に変更は無く、申立人と同時期に入社した同僚4人を含め、申立人のほかに勤務期間内に厚生年金保険の加入記録の途切れている被保険者は確認できない。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、その表紙には「昭和34年8月18日算定基礎調査済」との記載がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保

険料を事業主により控除されていたものと推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和34年3月及び同年8月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和34年4月から同年7月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、①昭和42年4月から同年11月までの期間、②43年4月から同年11月までの期間、③44年4月から同年11月までの期間及び④45年4月から同年11月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における①の期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を42年4月10日及び同年12月16日、②の期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を43年4月6日及び同年12月16日、③の期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を44年4月5日及び同年12月11日、④の期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を45年4月1日及び同年12月25日に訂正し、標準報酬月額については、①の期間は3万円、②の期間は3万3,000円、③の期間は3万6,000円、④の期間は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該①から④までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年3月まで

当時、冬期間は失業給付を受けていたものの、申立期間においてA社で働いていたことは間違いなく、昭和42年入社と同僚や他の同僚及び元社長に確認しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元代表取締役から本人に交付された証明書、並びに元代表取締役及び同僚の証言から、申立人が、申立期間のうち昭和42年4月10日から同年12月15日までの期間、43年4月6日から同年12月15日までの期間、44年4月5日から同年12月10日までの期間、及び45年4月1日から同年12月24日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、元代表取締役は、当該証明書において「厚生年金保険を掛けていたことを証明する。」と記載しており、当該元代表取締役は「平成10年3月廃業のため関係資料が残っておらず、申立人の申立てどおりの届出を行ったか

は不明であるが、会社は申立人の申立期間に係る保険料を納付していたと思う。」と証言している上、当時の同僚2人から「申立期間におけるA社の従業員数は10人程度である。」との証言を得ているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間の被保険者数は最多で9人（元代表取締役社長を含む。）であることが確認できることから、A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

さらに、申立期間中に毎年4月から12月までの期間又は通年で勤務していたと考えられる者は、申立人を含めて8人いるが、このうち、元代表取締役社長及び雇用保険の加入記録を確認できなかった1人（いずれも厚生年金保険には加入している。）を除く5人には、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が存在していることから、申立人だけが、毎年勤務し雇用保険の記録が存在しながら、厚生年金保険に未加入とされた理由は見当たらず、申立人も申立期間において給与から保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和42年4月10日から同年12月16日までの期間、43年4月6日から同年12月16日までの期間、44年4月5日から同年12月11日までの期間及び45年4月1日から同年12月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する申立人及び当時の取締役の記録から、昭和42年4月から同年11月までの期間は3万円、43年4月から同年11月までの期間は3万3,000円、昭和44年4月から同年11月までの期間は3万6,000円、昭和45年4月から同年11月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思う旨回答しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が提出されているにもかかわらず社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から同年11月までの期間、43年4月から同年11月までの期間、44年4月から同年11月までの期間及び45年4月から同年11月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月1日から46年5月27日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年6月1日、資格喪失日に係る記録を46年5月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年11月まで
② 昭和44年6月から46年6月まで

①の申立期間は、B社で勤務していた期間であり、会社の2階に住み込みで8時から17時まで働いた。

また、②の申立期間は、A社で勤務していた期間であり、同様に8時から17時まで働いた。

これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間について、当時の同僚の証言、並びに申立期間の直後の昭和46年6月1日に申立人が厚生年金保険の資格を取得している事業所で保管していた申立人の履歴書及び人事関係資料から、申立人は、昭和45年6月1日から46年5月26日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、当時の同僚でもある事業主の妻は、「当時、パート従業員を含めたほとんどすべての従業員を厚生年金保険に加入させ、保険料を控除していたはずである。」と証言しており、申立人が記憶している複数の同僚については当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人の供

述及び同僚の証言から、当時の従業員数は10人程度であったものと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人の在職期間における厚生年金保険被保険者数は9人と確認できる。また、入社時期の証言が得られた同僚7人について、各人の厚生年金保険の資格取得日を見ると、入社日と資格取得日がほぼ一致していることから、当時、A社では、従業員全員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和45年6月1日から46年5月27日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた男性従業員に係る社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年6月から46年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、①の申立期間については、申立人は当初、職業訓練校を卒業した後の昭和38年4月からB社に勤務したと主張していたものの、後に、同校を卒業した後（最長で）3年間くらいは同社とは異なる事業所（C社）で働いていたと供述しており、B社において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立人を覚えているが、一緒に勤務していたのは数か月ぐらいと記憶している。申立人は、昭和42年の夏には勤務していたと記憶している。」と証言している。また、42年8月1日に厚生年金保険の資格を取得している別の同僚は、「申立人を覚えていない。」と回答していることから、申立人は、42年の夏（7月末まで）に退職し、それまでの数か月間しかB社には在職していなかったと考えられるが、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言、関連資料等は得られなかった。

また、当時の事務担当者は、「当時は、会社の設立時期であり、従業員の

入退社が多く、入社後しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていたはずである。」と証言しており、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、入社時期の証言が得られた同僚4人については、入社から3か月程度後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、当時、B社では、入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。申立人は、昭和42年の夏（7月末まで）に退職するまでの数か月間しか勤務していなかったと考えられ、申立人が当該期間について厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

さらに、B社が保管していた厚生年金保険資格取得届には、申立人が①の申立期間において厚生年金保険被保険者として届け出られた形跡は見当たらず、また、厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、B社の新規適用日は昭和40年7月1日であり、それより前は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。また、申立人が学校を卒業後に勤務したと供述しているC社については、適用事業所となった記録は存在しない。

このほか、申立人が①の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として①の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年6月まで
申立期間当時、A県B市にあるC社に勤務しており、給料から国民年金保険料を引き去られていたため、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、勤務していたC社の給料から国民年金保険料が引き去られていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和49年8月20日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち48年8月から49年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料による納付方法でなければ納付できないが、C社から同社従業員の国民年金保険料の納付を受託していたD事業団では、現年度保険料のみを受託しており、過年度保険料については、取り扱うことができなかったと考えられる。

また、申立期間のうち昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付期限は、同年7月末日であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、納付期限を過ぎていることから、C社がD事業団に、申立人の国民年金保険料の納付委託はできなかったと考えられ、同社が申立人の国民年金保険料の納付をD事業団に委託したのは、納付期限が同年10月末日である同年7月から同年9月までの国民年金保険料からであるとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料をC社の給料からの引き取りによらずに、自ら納付するには、現年度保険料の場合には市町村又は社会保険事務所から納付書を発行してもらう必要があり、過年度保険料の場合には社会保険事務所に直接納付に行くか、又は社会保険事務所から納付書を発行しても

らう必要があるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所及び市町村に対し自ら納付書の発行を依頼したことや納付書等により国民年金保険料を納付したことはないと述べていることから、申立人は、C社の給料からの国民年金保険料の引き去りによる納付のほかには、国民年金保険料を納付していなかったと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月及び57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月
② 昭和57年3月

申立期間①については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付した。

申立期間②については、昭和57年4月から同年6月までの分の国民年金保険料と一緒に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をB市役所で納付した。

夫婦で一緒に国民年金保険料を納付しているはずなのに、妻が納付となっていて、私が未納であることに納得いかないの、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付したと主張しているが、申立人の妻の申立期間①を含む昭和49年7月から52年3月までの国民年金保険料は、当時、申立人の妻の勤務先であるC社からD事業団を介して納付していることが確認でき、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したという申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者資格の取得年月日から、昭和51年6月ころと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度保険料による納付方法でなければ納付できず、申立人の妻が保険料を納付したとするA市役所では、過年度保険料を納付することができなかったものと考えられる。

2 申立人は、申立期間②について、申立人の妻が昭和57年4月から同年6月までの夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に、B市役所で納付したと主張しており、申立人の所持している57年4月から同年6月までの「国民年金

保険料納入通知書および領収書」から 57 年 6 月 24 日付けの領収印が押されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度保険料による納付方法でなければ納付できず、申立人の妻が保険料を納付したとする B 市役所では、過年度保険料を納付することができなかつたものと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の妻が申立期間②の国民年金保険料を現年度保険料として市役所で納付するには、B 市ではなく、A 市であれば納付できるが、A 市の被保険者名簿からは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和 57 年 3 月 21 日に喪失した後、A 市で国民年金に切替える手続を行った形跡は見当たらない上、同年 3 月 30 日には B 市へ転出しており、A 市から申立人に対して申立期間における保険料の納付書が発行され、申立人の妻が A 市で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

- 3 申立人の妻が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私の国民年金保険料は、月額100円の時に、A町役場の職員が家に集金に来た際に納付しており、同町役場の職員が集金に来なくなるまで納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場の職員が家に国民年金保険料を集金に来た際に納付していたと主張しているが、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料の納付方法について、申立期間当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳が必要であるが、申立人は、国民年金手帳の有無についての記憶が定かでなく、役場職員による個別訪問の際の納付方法についての記憶が曖昧であり納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人と当時、同居していた申立人の実弟2名の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、申立人の妻の納付状況についても、申立期間のうち昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料が未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には申立期間以外にも、国民年金の未納、未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間当時、家事手伝いをしながら両親と一緒に暮らしていた。漁師である父親が漁業組合から国民年金は強制加入であると言われたので、父親が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた。実兄と実姉の国民年金の加入手続についても、父親が私の分と同時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA町の被保険者名簿から、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人と当時、同居していた申立人の実兄及び実姉の保険料の納付状況を見ると、申立期間の一部に船員保険及び厚生年金保険の被保険者の期間が含まれている上、国民年金の加入期間については、国民年金保険料が未納となっており、申立期間直後の昭和37年4月から、申立人及び申立人の実兄の国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の父親は申立人及び実兄の国民年金保険料を37年4月分から納付し始めたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月にA農協で国民年金の加入手続を行い、同農協の組合員勘定で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた。また、昭和59年にB市役所の窓口で国民年金保険料の免除申請を行った際に、36年度からの保険料は納付済みであることを確認している。

間違いなく保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続をA農協で行い、申立期間の国民年金保険料を同農協の組合員勘定で納付したと主張しているが、同農協では、国民年金の加入手続は行えない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得年月日から、昭和39年2月から5月までの間であることが推認され、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、国民年金保険料の納付が可能な期間（昭和37年1月から38年3月まで）の保険料は、過年度保険料による納付方法でなければ納付できないが、A農協の組合員勘定では、過年度保険料による納付ができなかったと考えられることから、申立人の主張する納付方法では当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間は48か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、納付記録がすべて欠落するとは考え難く、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が国民年金保険料を一緒に納付

したとする申立人の妻についても、申立期間はすべて未納となっていることが確認できる上、申立人夫婦の納付記録が昭和 40 年 4 月から一致していることから、申立人は 40 年 4 月から夫婦一緒に国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から47年3月まで

私は、昭和40年5月20日に厚生年金保険の資格を喪失した後、厚生年金保険の適用事業所ではないA社に就職したのをきっかけに国民年金に加入した。国民年金の加入手続は、B市役所で行ったことを憶えているが、加入手続を行った時期は憶えていない。また、国民年金保険料については、当時、私は仕事で日中忙しかつたので、妻に夫婦二人分の納付をすべて任せていた。

申立期間について未納となっていることに納得がいかないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年3月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料について、納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧である上、社会保険庁のオンライン記録から、夫婦共に国民年金保険料の納付を開始した時期が昭和47年4月分からであることが確認できることから、申立人夫婦は、47年3月に国民年金の加入手続を行い、同年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は82か月と長期間であり、申立人の妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、夫婦共に納付記録

がすべて欠落するとは考え難い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月6日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和51年1月6日から同年8月末まで勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、51年1月6日から同年6月1日までの加入記録が無い旨の回答があった。

A社には、契約期間6か月の契約社員として入社後、2か月契約期間を延長して勤務していたことは確かであり、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和51年1月8日取得、同年8月31日離職）及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間前後に同社に契約社員として入社した従業員のうち連絡の取れた11人からは、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しないとの回答を得ており、また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が記憶していた同期入社 of 契約社員1人については、申立人と同様に、昭和51年6月1日に資格を取得していることが確認できる上、申立人と同日に資格を取得している別の契約社員から提出された当時の給与明細書(写)によれば、入社当初には健康保険料及び雇用保険料だけが控除されており、厚生年金保険料については入社から約10か月後の51年7月分の給与から控除され始めたことが確認できることから、当時、A社では、契約社員については、入社後相当期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いとしており、厚生年金保険の加入前には給与から厚生年金保

険料を控除していなかったものと推認される。

また、社会保険事務所の保管する特殊台帳によれば、申立人は、昭和51年1月から同年6月までの国民年金保険料を3か月分ずつ納付し、このうち同年6月の保険料については、同年10月5日に還付決定がされていることが確認できることから、当時、厚生年金保険の資格取得日（昭和51年6月1日）の記録にあわせて国民年金の保険料に係る還付請求手続が行われていたものと考えられる。

さらに、事業主が保管していた当時の厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書(控)によれば、申立人の厚生年金基金の加入期間も昭和51年6月1日（取得）から同年9月1日（喪失）までとされており、事業主は、申立人に係る資格取得日を同年6月1日と届け出たものと認められ、このほかに申立人が同年6月1日より前の期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から同年10月31日まで
② 昭和39年5月10日から40年5月19日まで

A社(申立期間①)については、広告の募集を見て面接を受け、口頭で契約して正社員として採用された。担当者からは、採用時から社会保険に加入するとの説明があり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。昭和32年5月1日に採用されて以降、勤務条件の変更は無いので、採用時から社会保険に加入して当然であると考えており、同年11月1日より前の加入記録が無いのは納得できない。

B社(申立期間②)については、広告の募集を見て応募して口頭で契約し、正社員として採用された。担当者からは、採用時から社会保険に加入するとの説明があり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。昭和39年5月の勤務初日に怪我をして入院し、8月には職場復帰したが、その間も会社から給料は支給されており、昭和39年5月10日より前の加入記録が無いのは納得できない。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、元従業員の証言から、申立人が厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和32年11月1日)より前からA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元従業員(昭和32年11月1日資格取得)は、「私は開設準備で、申立人より1年くらい前の昭和31年5月から勤務していたが、入社時に社会保険加入の話は無かった。」と証言しており、社会保険事務所の保管

する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は、申立人の資格取得日と同日（昭和32年11月1日）であり、申立期間においては適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は昭和43年8月1日に全喪し事業主の居所も不明であることから、申立てに係る証言等を得ることができず、また、申立人がA社の新規適用日より前の期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

②の申立期間について、元従業員1人は「申立人の名前を記憶している。」と証言しているものの、申立人の勤務期間に係る証言は得られず、このほか申立人のB社における実際の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、現在の総務担当者は、「当時の健康保険の加入については、第1種、第2種の区分があった。第2種については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、また、当時の経理担当者は、「当時、厚生年金保険に加入していない従業員が存在した。入社1年間は、運転手でも厚生年金保険に加入していない者がいた。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた職員が存在していたものと考えられるところ、申立期間は約1年間であり、申立人にはその直後に同社における厚生年金保険の加入記録（昭和40年5月10日取得～同年6月10日喪失）が存在することを踏まえれば、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

このほかに申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①及び②の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年11月まで
② 昭和39年11月から41年3月まで

①の申立期間は、知人の紹介でA医院において住み込みで働いた。また、その後の②の申立期間は、親の知人が経営していたB社で働いた。

これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、申立人は当初、A医院には昭和37年3月から勤務しており、入社から1年くらいしてから准看護学校に通学したと主張していたが、同年3月においては中学校在学中であるため、38年3月に卒業した後にはA医院に勤務し、准看護学校には通学しなかったかも知れないと主張の内容を変更しているところ、当時から院長を務めている事業主は、「申立人は1年も勤務していなかった。」と証言していることから、申立人が、38年3月以降で、1年間に満たない期間同医院で勤務していたものと考えられるが、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言、関連資料等は得られなかった。

また、事業主は、「A医院は、個人事業所で厚生年金保険の適用はしていなかった。昭和33年の開院から現在まで、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言しており、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿において、A医院が適用事業所であった記録は存在しない上、事業主は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほかに申立人が①の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

②の申立期間について、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、昭和40年1月25日（取得）から41年3月20日（喪失）までの期間について、B社とは別の事業所において厚生年金保険の加入記録が存在しており、申立人は、当該別の事業所に勤務する前までB社に勤務していたと供述していることから、②の申立期間のうち、40年1月25日以降において同社に勤務していたとは考えられない。

また、申立人は、「自分の他に同年代の女性の同僚はいなかった。」、「申立期間当時、住み込みで働いていた女性は自分一人だけであった。」と述べているところ、元事業主の証言及び社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、②の申立期間中に、申立人以外で住み込みで勤務していた女性従業員2人の加入記録（昭和39年4月4日取得～同年12月30日喪失、同年5月7日取得～41年8月27日喪失）が存在しており、また、申立人と同年代（昭和23年生まれ）の女性従業員の加入記録（B社の新規適用日である39年1月17日（取得）～同年6月1日（喪失））が存在している上、申立人が「自分が退職後も継続して勤務していたと記憶している。」とする同僚の厚生年金保険の資格喪失日が39年2月13日であることから、申立人が②の申立期間中に同社で勤務していたとは考え難く、同社の新規適用日（昭和39年1月17日）より前の時期に同社を退職したとも考えられるが、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言、関連資料等は得られなかった。

加えて、②の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほかに申立人が②の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として①及び②の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。